

第3章 廃棄物の減量化等の目標

第1節 一般廃棄物の減量化の目標

一般廃棄物の排出量等の目標は、県民や事業者の主体的な取組、県や市町村等が今後とり得る政策手段、排出抑制や再生利用に向けた技術等を考慮して次のとおり設定します。

なお、国の基本方針では「総排出量」を指標としていますが、全国値との比較が容易であること、市町村間の比較が容易であること、県民の取組指標として分かりやすいことから、本計画では「1人1日当たりのごみ排出量」を目標の指標とします。

ごみの排出量は、平成23年度以降ほぼ横ばいにありますが、排出抑制は循環型社会を形成する入口となることから、排出抑制のための対策を一層推進していく必要があります。

再生利用率は、平成24年度以降全国値を上回り、この3年間上昇しておりますが、再生利用率を増加させることは循環型社会の形成を推進するうえで重要であることから、引き続き高い目標を定め、再生利用を推進する必要があります。

このため、一般廃棄物の目標は、平成32年度において1,013gと予測される1人1日当たりの排出量を、県民一人ひとりの取組により現況から919g（うち家庭系ごみ排出量は580g）に減らすとともに、再生利用を更に進め再生利用率を27%とすることで、最終処分量を現況（平成24年度）に対し14%削減し88千トンとします。

指標	実績		目標 H32	目標設定の考え方
	H24	H25		
1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	1,002	1,005	919	国の基本方針に準拠し、H24に対し約8%減とする。
うち家庭系ごみ排出量(g/人・日)	631	626	580	国の基本方針に準拠し、H24に対し約8%減とする。
再生利用率(%)	21.3	22.0	27	国の基本方針に準拠し、H24に対し約6ポイント増とする。
最終処分量(千トン)	102	96	88	国の基本方針に準拠し、H24に対し約14%減とする。

※家庭系ごみ排出量=生活系ごみー（集団回収量+資源ごみ+直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの）

- 1人1日当たりのごみ排出量は、平成23年度以降ほぼ横ばいで推移しており、全国値を上回っています。循環型社会を形成するためには排出抑制を進めることが重要であるため、国の基本方針に準拠し、平成24年度に対し約8%減を目標とし、うち家庭系ごみの排出量については、平成24年度に対し約8%減を目標とします。 (図表2-3)

なお、国の基本方針における排出量の目標は、「総排出量を約12%減」としていますが、本県は「1人1日当たりの排出量」を指標としています。このため、本県の目標は、国の基本方針に準拠し、平成24年度の総排出量を約12%削減した場合の1人1日当たりの排出量(919g)とします。

- 再生利用率は、平成24年度以降全国値を上回っており、平成25年度は全国値を1.4ポイント上回っています。循環型社会形成のためには更に再生利用を進めすることが重要であるため、国の基本方針に準拠し、平成24年度に対し約6ポイント増を目標とします。 (図表2-5)

- 最終処分量は、最終処分率が全国値より低く良好な状況ですが、最終処分量を減らすことが、循環型社会形成の最終目的のひとつと考えられることから、国の基本方針に準拠し、平成24年度に対し約14%減を目標とします。 (図表2-11)

第2節 産業廃棄物の減量化の目標

産業廃棄物の排出量等の目標は、事業者の主体的な取組、県が今後とり得る政策手段、再生利用や減量化に向けた技術等を考慮して次のとおり設定します。

なお、石炭火力発電所から排出されるばいじん、燃え殻は、港湾計画に基づき全量が港湾埋立処分となつておらず、排出抑制、再生利用の推進の対象とならないため、目標からは除外することとします。また、東日本大震災の復旧・復興工事から排出される産業廃棄物も、災害という特殊要因により排出されたものであるため、目標からは除外します。

また、国的基本方針では平成24年度実績を基準としていますが、本県では、平成24年度の実績を把握していないため、直近のデータである平成25年度実績を基準とします。

産業廃棄物の排出量は、平成20年度以降減少傾向ですが、排出抑制は循環型社会を形成する入口となることから、排出抑制のための対策を一層推進していく必要があります。

再生利用率は平成20年度以降低下しましたが、最終処分量を限りなく減らし循環型社会を形成するために、再生利用を推進する必要があります。

このため、産業廃棄物の目標は、平成32年度において10,689千トンと予測される排出量を、事業者の取組により10,456千トンに抑制するとともに、再生利用率61%とすることで、最終処分量を現況（平成25年度）に対し約1%削減し136千トンとします。

指標	実績		目標	目標設定の考え方
	H20	H25		
排出量（千トン）	10,838	10,151	10,456	国の基本方針ではH24に対し約3%増に抑制しているが、直近のデータであるH25に対し国と同じ約3%増に抑制する。
再生利用率(%)	64	60	61	国の基本方針ではH24に対し約1ポイント増しているが、直近のデータであるH25に対し国と同じ約1ポイント増とする。
最終処分量（千トン）	185	137	136	国の基本方針ではH24に約1%減をしているが、直近のデータであるH25に対し国と同じ約1%減とする。

- 排出量は、全国値と同様に減少傾向にあり排出抑制が進んでいます。今後の排出量の増加を抑制するため、国的基本方針では平成24年度に対し約3%増に抑制していますが、直近のデータである平成25年度に対し国と同じ約3%増に抑制することを目標とします。

(図表3-1)

図表3-1 排出量の茨城県と全国の比較

	H15	H20	H25 (H24)
全国(億トン)	4.12	4.04	(3.79)
	—	H15から1.9%減	(H20から6.2%減)
茨城県(千トン)	10,860	10,838	10,151
	—	H15から0.2%減	H20から6.3%減

○ 再生利用率は、全国値を大きく上回っていますが、平成 32 年度の将来予測では、再生利用率が平成 25 年度の 60%から 59%に低下しています。循環型社会形成のためには再生利用を進めることが重要であることから、国の基本方針では平成 24 年度に対し約 1 ポイントの増としていますが、直近のデータである平成 25 年度に対し国と同じ約 1 ポイントの増を目指します。

(図表 2-34)

○ 最終処分量は、最終処分率が全国値より低く良好な状況ですが、最終処分量を減らすことが循環型社会形成の最終目的のひとつと考えられることから、国の基本方針では平成 24 年度に対し約 1%減としていますが、直近のデータである平成 25 年度に対し国と同じ約 1%減を目指します。

(図表 2-41)

第3節 産業廃棄物の不法投棄の削減の目標

不法投棄は、水質や土壤等を汚染するおそれなどがあり、周辺住民に大きな不安を与えるとともに、健康被害等の可能性がある場合は県等が費用を負担し撤去するなど、多大な悪影響があることから、産業廃棄物の不法投棄を根絶することが必要です。

このため、国の基本方針では、目標が設定されていませんが、特に影響の大きい産業廃棄物の不法投棄件数(10トン以上)について、本県独自の目標として今回新たに次のとおり設定します。

産業廃棄物の不法投棄件数（10トン以上）の目標は、平成32年度において不法投棄件数を平成26年度比で半減することとし、10年後（平成37年度）にはゼロに抑制することを目指すことをします。

第4章 循環型社会形成に向けた施策の方向性

平成12年6月に循環型社会形成推進基本法が制定され、資源採取、生産、流通、消費、廃棄など社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくし、環境への負荷をできる限り小さくする「循環型社会の形成」という考え方が提示されました。また、適正な物質循環を確保するために、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分という対策の優先順位が定められました。循環型社会形成推進基本法の制定によって、いわゆる3Rという言葉は広く一般に浸透するようになりました。

これまで、3Rの取組進展、個別リサイクル法等の法的基盤の整備とそれに基づく各主体の努力などにより、最終処分量は減少傾向になっていますが、我が国では、毎年膨大な量の廃棄物が生ずるとともに、不適正処理に伴う環境負荷の増大など廃棄物をめぐる課題は未だ解決に至っていません。また、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、化石資源を中心とした天然資源の枯渇や温室効果ガスによる地球温暖化問題など、地球規模での環境問題の深刻化にもつながっています。

平成25年5月に策定された「第3次循環型社会形成推進基本計画」では、循環型社会を形成することにより、地球温暖化問題に対応した「低炭素社会」の構築や自然の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」の構築と相まって、「持続可能な社会」を創り上げることの重要性に加え、循環を質の面から捉え廃棄物を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用すること、また、東日本大震災の経験から災害時の廃棄物処理システムの強化の重要性などが示されています。

こうした背景を踏まえ、本県では、持続可能な社会を構築する上で重要な柱となる循環型社会の形成に向けた施策の方向性を示していきます。

第1節 3Rの推進

本県は、3Rの考え方（排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））に基づくこれまでの取組により、一般廃棄物では、再生利用率の向上、最終処分量の減少、産業廃棄物では、排出量及び最終処分量の減少等一定の成果を上げてきました。

3Rの取組は、循環型社会の形成に向けた基本的な取組であるため、着実に推進していく必要があります。特にリサイクルより環境への負荷の少ない2R（排出抑制、再使用）の取組については、更に進める必要があります。

排出抑制（リデュース）では、簡易包装の推進、マイバッグの使用、家庭から出る生ごみの発生抑制といった取組により、一般廃棄物の排出抑制を図ります。また、多量排出事業者制度の適正な運用等により、産業廃棄物の排出抑制を図る必要があります。

再使用（リユース）では、詰め替え製品の選択、不用品の譲り合い、リサイクルショップの利用などの県民の積極的な行動を促す必要があります。

再生利用（リサイクル）では、容器包装リサイクル、家電リサイクル、小型家電リサイクル、建設リサイクルなど各種リサイクル法に基づく取組を更に進めます。排出事業者とリサイクル事業者のマッチングを促進するとともに、家畜排せつ物等のバイオマスとしての利活用、資源物の回収などの取組を促進します。

第2節 廃棄物の適正処理の推進

私たちが社会経済活動を行う限り、将来において3Rが更に進展しても、廃棄物の排出は避けられないことから、廃棄物の適正処理を確保していく必要があります。

一般廃棄物については、廃棄物処理施設の整備など市町村等における処理体制の整備を促進します。また、茨城県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、本県における海岸漂着物の適正処理を推進します。

産業廃棄物については、排出者責任を徹底するとともに、優良な産業廃棄物処理業者を育成することにより適正処理を確保します。また、PCB廃棄物やアスベスト廃棄物など有害廃棄物の処理を進めます。

県関与処分場「エコフロンティアかさま」は、廃棄物の適正処理に関する基幹的施設として、その役割を果たします。

不法投棄については、発見・通報体制や監視・指導体制の充実強化などその撲滅に向けた取組を強めるとともに、不適正処理事案に対して、原因者責任を基本として適切な対応を図ります。

また、今後も起こり得る大規模災害に迅速かつ的確に対応するためには、あらかじめ災害時における廃棄物処理体制を整備しておくことが必要です。災害廃棄物処理計画の策定、災害発生時の協力連携体制、廃棄物処理施設の整備など大規模災害時における廃棄物処理対策を推進します。

第3節 低炭素社会、自然共生社会への貢献

私たちが享受している豊かな社会は、温室効果ガスの排出による地球温暖化や大規模な天然資源の採取による自然破壊といった問題にも直面していることから、3Rの推進、廃棄物の適正処理の推進と相まって、低炭素化や自然共生に向けた取組を推進していく必要があります。

廃棄物の収集・運搬における低公害車の導入やバイオディーゼル燃料の利用、焼却施設における廃棄物発電等の導入を促進します。また、廃棄物系バイオマスの利活用を促進するとともに、たい肥化、メタンガス化等を組み合わせることにより地域の特性に応じた適切な再生利用を図っていく必要があります。さらに、焼却灰、ばいじん、溶融スラグ等の有用利用を進め、最終処分量をできる限り少なくします。

第4節 各主体の連携による取組の推進

地域から排出される廃棄物や未利用資源、地域に根ざした産業や人的資源などを生かした地域循環システムを構築していくため、行政、県民、事業者、民間団体等各主体の連携の下、各主体の積極的な参加と適切な役割分担による取組を進める必要があります。

地域循環システムを支えるのは、各主体間の強い「つながり」です。そのような各主体間の「つながり」を強めていくための支援、コーディネート、人材の育成などを進めます。

また、県民や事業者等は、自らが廃棄物の排出者である一方、循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動していく必要があります。

各主体の取組を推進するため、情報提供、環境学習、広報活動等を通じて、県民、事業者等の知識の普及、意識の向上を図るとともに、県民、事業者等の取組実施の動機付けとなるよう県民、事業者等の3R活動やその活動効果の見える化を図ります。